第七十条第一号ロ中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改め、「価額」の下に「（第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額）」を加え、同条第二号中「支給した退職給与」の下に「（法第三十四条第一項又は第三項の規定の適用があるものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第七十一条第一項中「第三十四条第五項（使用人としての職務を有する役員の意義）」を「第三十四条第六項（役員給与の損金不算入）」に改め、同条第二項中「同族会社の意義」を「定義」に改める。

第七十一条の次に次の二条を加える。

（関係法人の範囲）

第七十一条の二　法第三十四条第七項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める法人は、同条第一項の内国法人の役員の職務につき支給する給与（株式（出資を含む。以下この条において同じ。）又は新株予約権によるものに限る。）に係る第六十九条第三項第一号（定期同額給与の範囲等）に規定する株主総会等の決議をする日（同条第十五項各号又は第十六項各号に掲げる手続が行われる場合には、当該手続の終了の日。以下この条において「決議日」という。）において、当該決議日から当該株式又は新株予約権を交付する日（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式にあつては当該特定譲渡制限付株式に係る譲渡についての制限が解除される日とし、法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権にあつては当該特定新株予約権の行使が可能となる日とする。）までの間、当該内国法人と他の法人との間に当該他の法人による支配関係が継続することが見込まれている場合の当該他の法人とする。

（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）

第七十一条の三　内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した数の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（法第三十四条第一項第一号（役員給与の損金不算入）に規定する定期同額給与、同条第五項に規定する業績連動給与及び第六十九条第三項各号（定期同額給与の範囲等）に掲げる給与を除く。次項において「確定数給与」という。）に係る費用の額は、法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権若しくは承継新株予約権による給与を除き、その交付した株式又は新株予約権と銘柄を同じくする株式又は新株予約権の当該定めをした日における一単位当たりの価額にその交付した数を乗じて計算した金額（その交付に際してその役員から払い込まれる金銭の額及び給付を受ける金銭以外の資産（その職務につきその役員に生ずる債権を除く。）の価額を除く。次項において「交付決議時価額」という。）に相当する金額とする。

2　確定数給与の支給として行う株式又は新株予約権の交付に係る法第六十一条の二第一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用については、法第六十一条の二第一項第一号又は第八条第一項第一号に規定する対価の額は、交付決議時価額に相当する金額とする。

第七十二条の三中「新株予約権に」を「特定新株予約権又は承継新株予約権に」に、「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改める。

第七十三条第二項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「第六十六条の九の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「特定外国法人の課税対象金額等の益金算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第六十六条の七第三項」の下に「及び第六項」を加え、「に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「所得の特別控除」を「課税の特例」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第六十一条の十三第一項」の下に「（㈠完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」を加え、「（㈡完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第二十七条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）

第百十一条の二の見出しを「（譲渡制限付株式の範囲等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第五十四条第一項に」を「第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に」に改め、「該当する株式」の下に「（出資を含む。第二号及び次項第一号において同じ。）」を加え、同項第一号中「及び次項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「以下この項及び第五項」を「次号及び第四項」に、「譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの」を「当該合併に係る合併法人の同条第一項に規定する譲渡制限付株式（以下この項及び第四項において「譲渡制限付株式」という。）又は当該合併の直前に当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式を除く。次号において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの」を「当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又は当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式」に改め、同号イ及びロを削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「雑所得」の下に「（同項の個人が同法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である場合には、当該個人が同項第三号に規定する居住者であるとしたときにおけるこれらの所得）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「」の額」の下に「（第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額。以下この項において同じ。）に相当する金額」を加え、「次の各号」を「第二項各号」に、「に掲げる譲渡制限付株式の区分に応じ当該各号に定める金額）に相当する金額」を「の特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権の額に相当する金額）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項第二号」を「第二項第二号」に、「給与等課税事由」を「給与等課税額」に改め、同項を同条第五項とする。

第百十一条の三の見出しを「（譲渡制限付新株予約権の範囲等）」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）」を削り、「雑所得」の下に「（同項の個人が同法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である場合には、当該個人が同項第三号に規定する居住者であるとしたときにおけるこれらの所得）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する政令で定める新株予約権は、所得税法施行令第八十四条第二項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものとする。

第百十一条の三第三項中「法第五十四条の二第一項の新株予約権の発行」を「特定新株予約権（法第五十四条の二第一項に規定する特定新株予約権をいう。以下この項において同じ。）の交付」に、「、同項」を「、同条第一項」に、「その新株予約権の発行の」を「当該特定新株予約権の交付された」に、「次の各号に掲げる場合に該当する場合には、」を「第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額。以下この項及び第五項において同じ。）に相当する金額（当該特定新株予約権につき承継新株予約権（法第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権をいう。以下この項において同じ。）が交付された場合には、次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ」に改め、「に相当する金額」を削り、同項各号を次のように改める。

一　合併又は分割に係る承継新株予約権　当該承継新株予約権に係る特定新株予約権の法第五十四条の二第一項の個人に交付された時の価額に相当する金額